

千葉県報

号外
令和7年7月1日

主要目次

○ 条例	二
○ 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例	二
○ 千葉県議会議員及び千葉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	四
○ 民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例	四
○ 千葉県警察基本条例及び千葉県交通巡視員被服等支給貸与条例の一部を改正する条例	五

条例のあらまし

○ 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第二十五号）（人事課）	
一 改正の概要	
1 職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第一条関係）	
地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「育児休業法」という。）の一部改正に伴い、次のとおり所要の改正を行うこととした。	
（一）職員が部分休業を請求した場合において、勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止すること。	
（二）新たに措置された一年につき十日相当を超えない範囲内の形態の部分休業（以下「第二号部分休業」という。）は、一時間を単位として承認すること。	
（三）部分休業の請求を申し出る単位期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間とすること。	
（四）職員が一年につき請求できる第二号部分休業の上限は、常勤職員にあつては七十七時間三十分とし、非常勤職員にあつては当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間に十を乗じて得た時間とすること。	
（五）その他所要の規定の整備を行うこと。	
2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（第三条関係）	
育児休業法及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正を踏まえ、次のとおり所要の改正を行うこととした。	
（一）子育て部分休暇について、一年につき十日相当を超えない範囲内の形態を設けること等の改正を行うこと。	

（二）任命権者は、職員から妊娠、出産等についての申出があつた場合等には、出生時両立支援制度等の情報の提供等の措置等を講じなければならないこと。

（三）その他所要の規定の整備を行うこと。

3 育児休業法の一部改正を踏まえ、次の条例について、所要の規定の整備を行うこととした。（第二条及び第四条関係）

（一）千葉県企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例

（二）千葉県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

二 施行期日等

1 令和七年十月一日から施行することとした。ただし、2の一部については、公布の日から施行することとした。

2 所要の経過措置を設けることとした。

○ 千葉県議会議員及び千葉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十六号）（市町村課）

一 改正の概要

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、県議会議員及び知事の選挙において、候補者の選挙運動に係る経費のうち公費負担をしている次の経費について、その限度額を引き上げることとした。

1 選挙運動用ビラの作成に要する経費（第九条及び第十条関係）

2 選挙運動用ポスターの作成に要する経費（第十三条関係）

二 施行期日等

1 公布の日から施行することとした。

2 所要の経過措置を設けることとした。

○ 民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（条例第二十七号）（健康福祉指導課）

一 改正の概要

民生委員の定数を次のとおり改めることとした。

千葉市、船橋市及び柏市を除く五十一市町村 六、四六四人（改正前六、四二七人）

二 施行期日

令和七年十二月一日から施行することとした。

○ 千葉県警察基本条例及び千葉県交通巡視員被服等支給貸与条例の一部を改正する条例（条例第二十八号）（警察本部）

一 改正の概要

警察法施行令の一部改正に伴い、警察官及び交通巡視員に任命後初めて支給する支給品の品目から夏服スカートを削除することとした。 二 施行期日 公布の日から施行することとした。	
条	例
職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。 令和七年七月一日 千葉県知事 熊谷 俊 人 千葉県条例第二十五号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例 （職員の育児休業等に関する条例の一部改正） 第一条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。 第二十五条第二号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の下に「。次条において同じ」を加える。 第二十六条の見出し中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条第一項中「部分休業の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第二項中「同条例第十五条の二第一項に規定する子育て部分休暇」を「第一号子育て部分休暇（勤務時間条例第十五条の二第四項に規定する第一号子育て部分休暇をいう。以下同じ。）」に改め、「職員」の下に「（非常勤職員を除く。）」を加え、「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条第三項中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、「（以下「当該時間」という。）」を削り、同条に次の一項を加える。 4 第一号子育て部分休暇を与えられている職員に対する育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業の承認については、当該部分休業が第一号部分休業である場合に行うものとする。 第二十六条の次に次の四条を加える。 （第二号部分休業の承認） 第二十六条の二 育児休業法第十九条第二項第二号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。	
一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数 二 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数 2 第二号子育て部分休暇（勤務時間条例第十五条の二第六項に規定する第二号子育て部分休暇をいう。以下同じ。）を与えられている職員に対する育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業の承認は、当該部分休業が第二号部分休業である場合に限り行うものとする。 （育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間） 第二十六条の三 育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。 （育児休業法第十九条第二項第二号の条例で定める時間） 第二十六条の四 育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 一 非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分（第二号子育て部分休暇を与えられている職員にあつては、一年につき七十七時間三十分から当該第二号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間） 二 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間に十を乗じて得た時間（第二号子育て部分休暇を与えられている非常勤職員にあつては、一年につき当該時間から当該第二号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間） （育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情） 第二十六条の五 育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第二項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。 第二十七条中「部分休業」を「育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業」に改める。 第二十八条を次のように改める。 （部分休業の承認の取消事由） 第二十八条 育児休業法第十九条第六項において準用する育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、職員が育児休業法第十九条第三項の規定による変更をしたときとする。 （千葉県企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）	

第二条 千葉県企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和二十七年千葉県条例第二百十六号）の一部を次のように改正する。 第十八条第二項中「（一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。））」を「全部又は一部」に改める。 （職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正） 第三条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。 第十五条の二第一項中「第十九条の二」を「次項、第八項及び第九項並びに第十九条の二」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。 2 子育て部分休暇の請求をしようとする職員は、人事委員会規則で定める期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て部分休暇を請求するかを任命権者に申し出るものとする。 一 一日につき二時間を超えない範囲内 二 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める時間を超えない範囲内 イ 非常勤職員以外の職員 一年につき七十七時間三十分 ロ 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間 3 第十四条に規定する特別休暇（同条の規定により人事委員会規則で定める育児に係るものに限る。）又は地方公務員の育児休業等に関する法律第十九条第一項に規定する部分休業の承認を受けた職員が前項の規定による申出をする場合における同項の規定の適用については、同項第一号中「二時間」とあるのは「二時間から人事委員会規則で定める時間を減じた時間」と、同項第二号イ中「七十七時間三十分」とあるのは「七十七時間三十分から人事委員会規則で定める時間を減じた時間」と、同号ロ中「得た時間」とあるのは「得た時間から人事委員会規則で定める時間を減じた時間」とする。 第十五条の二中第四項を第十項とし、第三項の次に次の六項を加える。 4 第二項第一号に掲げる範囲内で請求する子育て部分休暇（以下「第一号子育て部分休暇」という。）は、三十分を単位として与えるものとする。 5 地方公務員の育児休業等に関する法律第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業をしている職員に対する子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇が第一号子育て部分休暇である場合に限り行うものとする。 6 第二項第二号に掲げる範囲内で請求する子育て部分休暇（以下「第二号子育て部分休暇」という。）は、一時間を単位として与えるものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数を与えるものとする。 一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数	二 第二号子育て部分休暇の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数 7 地方公務員の育児休業等に関する法律第十九条第二項第二号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業をしている職員に対する子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇が第二号子育て部分休暇である場合に限り行うものとする。 8 第二項の規定による申出をした職員は、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。 9 第二項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、子育て部分休暇の請求をすることができる。 第十九条の二第二項第二号を次のように改める。 二 職員が第十五条の二第八項の規定による変更をした場合 第十九条の二第二項第三号を削る。 第二十条の三を第二十条の四とし、第二十条の二を第二十条の三とし、第二十条の次に次の一条を加える。 （妊娠、出産等についての申出があつた場合等における措置等） 第二十条の二 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年千葉県条例第一号）第二十九条の措置を講ずるに当たつては、同条の規定による申出をした職員（以下「申出職員」という。）に対して、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして人事委員会規則で定める制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）その他の人事委員会規則で定める事項を知らせるための措置 二 出生時両立支援制度等の利用に係る申出に係る申出職員の意向を確認するための面談その他の人事委員会規則で定める措置 三 職員の育児休業等に関する条例第二十九条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして人事委員会規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置 2 任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、三歳に満たない子を養育する職員（以下「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして人事委員会規則で定める制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）その他の人事委員会規則で定める事項を知らせるための措置
--	---

二 育児期両立支援制度等の利用に係る申出に係る対象職員の意向を確認するための面談その他の人事委員会規則で定める措置 三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして人事委員会規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置 3 任命権者は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。 第二十一条中「第六項」の下に「、第十五条の二第二項」を加え、「、第二十条の二並びに前条」を「並びに前三条」に改める。 （千葉県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正） 第四条 千葉県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十六年千葉県条例第三号）の一部を次のように改正する。 第二十二条第二項中「一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改める。 附 則 （施行期日） 1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、附則第三項及び第五項の規定は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五号）による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第二項第二号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和八年三月三十一日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第一条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第二十六条の四の規定の適用については、同条第一号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同条第二号中「十」とあるのは「五」とする。 3 職員は、施行日前においても、第三条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「改正後の勤務時間条例」という。）第十五条の二第一項から第九項までの規定の例により、同条第二項各号のいずれの範囲内で子育て部分休暇（同条第一項に規定する子育て部分休暇をいう。以下同じ。）の請求をするかの申出をし、その範囲内（同条第八項の規定の例により当該申出の内容の変更をした場合にあっては、その変更後のもの）で施行日以後における子育て部分休暇の請求をすることができる。この場合において、当該申出及び変更並びに請求は、施行日においてそれぞれ同条第二項の規定による申出及び同条第八項の規定による変更並びに子育て部分休暇の請求とみなす。	4 改正後の勤務時間条例第十五条の二第二項第二号に掲げる範囲内において、施行日から令和八年三月三十一日までの間における子育て部分休暇の承認の請求をする場合における同号の規定の適用については、同号イ中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同号ロ中「十」とあるのは「五」とする。 5 任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員については、市町村教育委員会）は、施行日前においても、改正後の勤務時間条例第二十条の二第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。	千葉県議会議員及び千葉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和七年七月一日	千葉県知事 熊谷 俊人	千葉県条例第二十六号 千葉県議会議員及び千葉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 千葉県議会議員及び千葉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例（平成五年千葉県条例第二十号）の一部を次のように改正する。 第九条第一号中「七円七十三銭」を「八円三十八銭」に改め、同条第二号中「三十八万六千五百円と五円十八銭」を「四十一万九千円と五円六十二銭」に改める。 第十条中「七円七十三銭」を「八円三十八銭」に改める。 第十三条第一号中「五百四十一円三十一銭」を「五百八十六円八十八銭」に改め、同条第二号中「二十七万六千五百五十五円と二十八円三十五銭」を「二十九万三千四百四十円と三十円七十三銭」に改める。	附 則 （施行期日） 1 この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 改正後の千葉県議会議員及び千葉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。	民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和七年七月一日
--	---	--	--------------------	--	--	---

千葉県条例第二十七号 民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例 民生委員の定数を定める条例（平成二十七年千葉県条例第八号）の一部を次のように改正する。 表市川市の項中「四六六人」を「四六四人」に改め、同表館山市の項中「一一二人」を「一一三人」に改め、同表木更津市の項中「二四八人」を「二四九人」に改め、同表松戸市の項中「五四七人」を「五四八人」に改め、同表成田市の項中「二二五人」を「二二七人」に改め、同表東金市の項中「二一〇人」を「二二二人」に改め、同表市原市の項中「四〇六人」を「四〇八人」に改め、同表八千代市の項中「二二九人」を「二三一人」に改め、同表富津市の項中「一〇〇人」を「一〇一人」に改め、同表四街道市の項中「一三九人」を「一四〇人」に改め、同表袖ヶ浦市の項中「九七人」を「一〇一人」に改め、同表印西市の項中「一五九人」を「一六七人」に改め、同表香取市の項中「一九七人」を「一九八人」に改め、同表印旛郡酒々井町の項中「三八人」を「三九人」に改め、同表長生郡一宮町の項中「二九人」を「三〇人」に改め、同表長生郡長柄町の項中「一七人」を「一八人」に改める。 附 則 この条例は、令和七年十二月一日から施行する。 千葉県警察基本条例及び千葉県交通巡視員被服等支給貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和七年七月一日 千葉県知事 熊 谷 俊 人 千葉県条例第二十八号 千葉県警察基本条例及び千葉県交通巡視員被服等支給貸与条例の一部を改正する条例 （千葉県警察基本条例の一部改正） 第一条 千葉県警察基本条例（昭和二十九年千葉県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。 第十二条第四項及び別表第五夏服ズボン又は夏服スカートの項中「又は夏服スカート」を削る。 （千葉県交通巡視員被服等支給貸与条例の一部改正） 第二条 千葉県交通巡視員被服等支給貸与条例（昭和四十八年千葉県条例第四号）の一部を次のように改正する。 第二条第三項の表以外の部分及び同項の表夏服ズボン又は夏服スカートの項中「又は夏服スカート」を削る。	附 則 この条例は、公布の日から施行する。
---	---

購読料
本号
一部

一八円

購読申込先
発行者
千葉県中央区市場町一番一号

千葉県
〇四三（二二三）二六五八